

東北大学（三条）学生寄宿舍整備事業の入札説明書等に関する質問回答書（第2回修正回答）

資料番号

- 1 「東北大学（三条）学生寄宿舍整備事業 入札説明書」
- 2 「東北大学（三条）学生寄宿舍整備事業 要求水準書」
- 3 「東北大学（三条）学生寄宿舍整備事業 要求水準書 資料」
- 4 「東北大学（三条）学生寄宿舍整備事業 事業契約書（案）」
- 5 「東北大学（三条）学生寄宿舍整備事業 基本協定書（案）」
- 6 「東北大学（三条）学生寄宿舍整備事業 落札者決定基準」
- 7 「東北大学（三条）学生寄宿舍整備事業 様式集」

No	資料番号	頁	項目番号			項目等	質問内容	回答
86	2	36	2	(4)	動力設備・受変電設備	電気事業法第43条第1項によれば電気主任技術者の選任義務は「事業用電気工作物を設置する者」にあり、本事業はBTO方式であることから引渡後の事業用電気工作物設置者は大学、よって電気主任技術者の選任義務も大学にあると考えられます。SPCから受託した維持管理会社の職員から電気主任技術者を選任すると、大学と維持管理会社との間には契約関係がないため、電気事業法第43条の規定に抵触すると思われます。従って、要求水準にある「電気事業法に基づく電気工作物の保守管理」に沿って、電気事業法第43条第4項に定める電気主任技術者の職務を事業者側で行うのは違法となり不可能と考えます。「大学が選任した主任技術者の指示のもとに保守・管理業務を行う。」または、「大学が直接外部委託した委託先に対する支払いの代行を行う。」ということならば適法と思われるので、ご指示いただきたい。	本施設の電力については、原則、新規に引込むこととします。事業期間中において、事業者は本施設を包括的に維持管理及び運営するため、1建物に限り、事業者の名義にて国際交流会館とは別に団地内に引込みを行うことが可能となります。また、その場合の電気主任技術者についても、SPCと契約関係にある維持管理会社等の職員とすることができると認識しています。不明な点がありましたら、電力会社等に確認の上、提案してください。また、必要に応じて大学は、SPCと契約関係にある維持管理会社等の職員を本施設の電気主任技術者として選任します。なお、事業終了時に、大学が直営にて本施設を維持管理するとした場合においても、本施設に引き込んだ配線を国際交流会館へ分岐することにより、1引き込みに変更できるよう、本施設の電気室に設置する受電盤内に高圧送電用接続端子を設けてください。引き込みの条件として、計画範囲内の建物（駐輪場等の付属建物は除く）は1建物とする必要があります。東北電力電気供給約款にある1建物の定義については、仙台市が指導する同一棟の扱いに準じる旨を東北電力より示されています。同一棟の解釈は地方により異なるため、事業者の責任において仙台市に確認して下さい。要求水準書の該当箇所を訂正します。	

上記第2回質問について修正回答し、優先とします。